

平成23年度 第1回
札幌市環境影響評価審議会

議 事 録

日 時 : 平成23年6月28日(火) 10時開会
場 所 : 札幌市役所本庁舎 地下1階 1号会議室

札幌市環境局

1. 開 会

○事務局（大江環境共生推進担当課長） 皆さん、おはようございます。

時間は若干早いですが、皆さんがおそろいになりましたので、ただいまから、平成23年度第1回札幌市環境影響評価審議会を開催いたします。

本日は、吉田委員から欠席する旨の連絡を受けております。

出席12名、欠席1名で、審議会定員の過半数を超えておりますので、札幌市環境影響評価審議会規則第4条第3項に基づき、この会議が成立していることをご報告いたします。

また、ただいま札幌市では、エコスタイル、いわゆるクールビズの期間中ですので、このような格好ですが、皆様も楽な格好で会議に参加いただきたいと思います。

2. 開会あいさつ

○事務局（大江環境共生推進担当課長） それでは、開会に当たりまして、環境管理担当部長の湯浅より、一言ごあいさつを申し上げます。

○湯浅環境管理担当部長 おはようございます。

環境管理担当部長の湯浅でございます。

環境影響評価審議会の委員の皆様には、何かとお忙しい中、昨年度に引き続き、委員の職をお引き受けいただきまして、まことにありがとうございます。この場をおかりしまして、御礼を申し上げます。

さて、皆様ご存じのとおり、環境影響評価は、大規模な開発行為など、環境に与える大きな事業につきまして、事前に環境に対する影響を調査、予測、評価をし、環境保全の措置を講じる目的でございます。この影響環境評価審議会につきましては、それぞれの分野の専門家の委員の皆様のご参画により、札幌市の環境影響評価の適切な運用に重要な役割を担っていただいているところでございます。

今年度につきましては、本市で初めての大規模建物アセスの審議も予定しておりますし、さきに環境影響評価法の改正がございましたので、それを受けた本市条例の改正など、市長の諮問に応じた調査や審議を行っていただく予定としてございます。

本日は、まず最初に、真駒内滝野霊園拡張事業の事後調査の報告をさせていただき、後半は環境影響評価法の改正概要について説明させていただく予定としてございます。

委員の皆様には、専門的な見地から忌憚のないご意見をいただきますようお願い申し上げます。大変簡単ではございますが、審議会の開催に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（大江環境共生推進担当課長） それでは、議事に入ります前に、4月の人事異動によりまして事務局職員に変更がございましたので、この場をおかりしましてご紹介させていただきますと存じます。

まず、左側から、環境影響評価担当係長の宮下です。伊東の後任です。

その隣は、担当の丸山です。葉原の後任です。

よろしく願いいたします。

申しおくれましたけれども、私は、本日の司会をさせていただきます大江でございます。名称が環境管理担当課長から環境共生推進担当課長に変わっておりますが、引き続き、アセス業務を所管させていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、議事に移らせていただきたいと思います。

まず、お手元の資料の確認からさせていただきますと思います。

本日の資料は、6種類となっております。

資料1-1は、真駒内滝野霊園拡張事業の概要です。資料1-2は、真駒内滝野霊園拡張事業事後調査（平成22年度分）の概要です。資料2-1は、環境影響評価法改正後のフローという1枚物です。資料2-2は、環境影響評価法の改正概要等です。それから、別冊としまして、22年度分の事後調査報告書と補足資料1がございます。こちらの二つについては、事前に各委員に郵送させていただいております。もし、本日お持ちでない方がおりましたら、お知らせください。

よろしいでしょうか。

それでは、資料の確認が終わりましたので、これからの進行については山舗会長にお願いしたいと存じます。

会長、よろしく願いいたします。

3. 議 事

○山舗会長 おはようございます。

皆様とはほぼ1年ぶりでございますが、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、早速、議事に入らせていただきます。

平成22年度調査分の真駒内滝野霊園拡張事業事後調査報告書について、事務局より報告をお願いいたします。

○事務局（大江環境共生推進担当課長） それでは、説明させていただきます。

今回の事後調査報告書につきましては、事業者であります社団法人ふる里公苑より、4月28日に提出されたものでございます。その後、条例で定める手続に従いまして、5月18日に告示をし、6月6日までの20日間で縦覧しております。そして、2週間後の6月20日まで意見の募集を行っておりますが、特に寄せられた意見はございませんでした。

次に、報告書の内容についてご説明させていただきます。

資料1-1をご覧いただきたいと思います。

これは、昨年と同様の資料ですが、変更点は2の事業者の代表者のところですが、理事長が上田 寛にかわっておりますが、ほかに変更点はございません。このとおりの内容でございます。

次に、資料1-2をごらんいただきたいと思います。

こちらは、事後調査の全体のスケジュール表になっております。各年度の調査項目につきまして、丸印であらわしております。今回は、太い点線で囲った平成22年度に行った調査の報告となっております。黒丸と赤丸がありますが、黒丸は、当初の事後調査計画に記載されているものでございます。赤丸は、調査を行う中で追加をしたり、調査時期が延期となったものをあらわしております。

平成22年度分につきまして、追加、延期となっているものの理由をご説明させていただきます。

まず、上から二つ目の騒音は、建築機械の稼働に伴うものです。こちらは、平成21年度の事業区域内の2工区で計画変更がありまして、調整池の位置が周辺住居に近づくこととなったため、平成21年度と22年度の2年間に追加調査を行うことになったものでございます。

次に、鳥類の3項目のオオタカについてであります。平成17年度から事後調査を行っておりますが、こちらは、当初計画にはありませんでした。しかし、平成19年度に事業区域内でオオタカの繁殖が確認されたということで、翌年の平成20年度に、審議会での意見を踏まえまして、営巣状況のモニタリング調査を平成20年度から23年度まで、それから、生息環境調査を平成21年度から23年度まで、追加調査が行われているところでございます。

また、下から2項目の景観についてです。当初計画では、植栽工事の終了後に行うという計画でしたが、工事の進捗状況の遅れなどがありまして、平成23年度と24年度へ延期されております。

そして、植物に戻りますけれども、2項目のフタバランがあります。こちらの移植モニタリング調査について、当初計画では、平成18年、19年度の2年間の調査ということでしたけれども、平成20年度に審議会の意見を踏まえまして、平成20年度、21年度の2年間、追加調査を行うことになりました。追加調査を行いまして、昨年の審議会で見解が若干ございまして、さらに追加の調査を今年度に行っております。その結果につきましては、来年度にご報告させていただくことになってございます。

続きまして、裏面をごらんいただきたいと思います。

こちらには、事後調査の項目ごとに目的、方法、時期、結果を一覧にまとめております。表の右端には報告書のページ番号を記載しておりますので、お手元の報告書をあわせてごらんいただければと思います。また、貴重種の確認位置を具体的に示した補足資料1もお配りしております。こちらにつきましては、今回、審議会委員のみに配付させていただいた非公開の資料でございますので、取り扱いについてはご注意願いたいと思います。

それでは、資料1-2に掲げました昨年度に行った調査結果につきまして、順番にご説明させていただきます。

まず、水環境からでございますが、報告書の13ページをごらんください。

この調査目的としましては、既設の浄化槽が14ページの図にありますけれども、この放流水が山部川という小さな川に放流しておりますが、こちらに与える影響を把握するものでございます。

水質調査結果は、夏季の大腸菌群数を除いて、おおむね参考としておりますA類型の環境基準に適合していたということでございます。なお、大腸菌群数が環境基準値を上回っている要因についてであります。浄化槽については残留塩素が検出されているということで、管理状況は適切ではないかと考えております。主な要因として考えられるのが、この流域からの自然由来の大腸菌の流入や、山部川自体に流量が少ないということ、既設の調整池は流れが停滞しやすい構造になっていることなどがその理由として挙げられているということでございます。

次に、交通問題ということで、17ページをごらんください。

これは、墓地、霊園という用途の施設ですので、特にお盆時期についてはたくさんの墓参者が車で来るとのことでの調査を行っているものです。この調査結果を今後の交通混雑の緩和対策に反映するというところでやっております。平成22年度につきましては、平成21年度と同様に、お盆前の8月7日から16日にかけて、墓参車両の台数の観測、渋滞状況の調査を行っております。結果につきましては、墓参日や墓参時間帯の分散化傾向が見られております。墓参交通量の最も多い8月13日につきましては、昼過ぎに正門から管理事務所にかけて30分程度の渋滞が発生したとの報告がございました。

こちらは、ページが飛びますが、21ページの表8-2-6です。この表の一番下に、霊園内でお昼過ぎごろに約30分、正門から管理事務所の間で渋滞が見られたということでございます。霊園そのものへのアクセス道路については、昨年度と同様に、大きな渋滞は発生しなかったということでございます。

このように、混雑の緩和対策にいろいろな対策を講じておりますが、それについては効果があったという報告です。本年度も、引き続き、車両の誘導、情報提供、墓参バスの運行など、同様の対策を行うほか、今後増加する墓所への墓参者に対する対策も強化してまいりたいということでございます。

次に、ページが飛んで恐縮ですが、35、36ページの森林管理についてでございます。

森林管理につきましては、目的、目標とするところは、事業予定地とその周辺において、本来の森林の再生、潜在的な自然植生を目指して管理することで、事業者では長期管理計画書を作成しております。この計画に基づいて管理を行っているということでございますが、平成22年度につきましては特段の作業予定はなかったということでございました。ただし、10月に大雪があったことを記憶されているかと思いますが、このときに、36ページを見ていただくと、ナンバー10のカラマツ人工林Ⅱの領域で樹木の先折れがかなり発生したということです。この人工林の西側につきましては、この写真を見ていただきますと、ちょうど切り土法面の上部に当たり、その下は墓所や道路に面しているということで、安全を考慮しまして、先折れ樹木の除伐を行ったということでございます。

なお、平成20年度の審議会におきまして、森林管理に関して、特に間伐の工夫などということについて、委員の方からいろいろ意見が出ておりました。今後のモニタリング調査の結果や専門家のご意見も踏まえつつ、さらに適切な森林管理を行っていくため、平成23年度、今年度の森林の長期管理計画書の見直しを予定しているということです。それは、昨年度の審議会では計画の見直しについて報告をさせていただいているところでございます。

次に、追加で行った事後調査ということで、オオタカについてでございます。

24ページをごらんいただきたいと思います。

オオタカにつきましては、平成19年7月に改変予定地において営巣と繁殖が確認されました。その後、平成20年3月には、巣が落ちていると判明しましたが、同年7月のモニタリング調査では、再び営巣木と同じ木で営巣と繁殖が確認されていたということでございます。翌年度の平成21年度の調査では、個体の確認はできたけれども、繁殖を示唆するような行動は確認できなかったというような経過でございます。

今回、報告があります平成22年度の調査では、4月から6月にかけて、4件の飛翔が確認されていたということですが、前年度と同様に、繁殖行動については見受けられなかったということでございます。

次に、37ページをごらんいただきたいと思います。

こちらは、追加で事後調査を行いまして、その結果に基づいて講ずることとした環境保全措置についての内容が記載されております。

中段に(2)保全目標の設定がありますが、モニタリング調査の結果から、事業用地の周辺では、オオタカが生息して、繁殖を続けているものと考えられるということで、引き続き、事業予定地におけるオオタカの生息繁殖環境の保全、創出を目標として保全措置を行っております。

裏面の38ページをごらんいただきたいと思います。

こちらは、その目標達成に向けたフロー図となっております。平成22年度から23年度までの2年間は、従来からのモニタリング調査によって事業予定地での繁殖状況の把握を行うとともに、オオタカの代替営巣木の環境調査などを行って、必要な保全措置を行っていく計画となっております。

また戻りまして、32ページをごらんいただきたいと思います。

こちらは、結果を述べている部分です。調査を行った代表的な代替となり得る営巣木候補と、平成19年度、20年度に繁殖行動が見られた営巣木との周辺環境の比較です。それから、文献資料との比較結果が記載されております。

比較の結果、いずれも周辺環境は同程度のものであるということで、選定をした樹木、周辺の環境についてはオオタカにとって良好な環境であり、当面の間、間伐等による管理は必要ないと判断されるという記載がされてございます。

そして、追加調査の最後になりますけれども、隣の33ページになります。

建設機械の稼働に伴う騒音です。こちらは、平成21年度に2工区の計画変更があつて、調整池が西側から東側に移りました。それで、民家により接近することになったために、計算式によって騒音の予測を行いました。一部で環境基準を超える結果となったために、工事中の騒音に対する環境保全措置ということで、33ページの下の写真にありますように、防音シートの設置を行いました。環境基準値を達成するため、高さ3.4メートルの防音シートを約100メートルにわたって設置した状況について、このように写真によって報告されている状況でございます。

以上、概略ではございますけれども、平成22年度分の事後調査報告書の説明を終わらせていただきます。

申しおくれましたけれども、今回の事後調査に関して説明員としまして、事業者である社団法人ふる里公苑の方々に来ていただいております。同席の上、ご質問があればお答えするということにしたいと思っておりますが、いかがでございましょうか。

○山舗会長 お願いいたします。

○事務局（大江環境共生推進担当課長） ありがとうございます。

それでは、こちらの席にお移りください。

○山舗会長 今、ご説明いただきました。また、報告書をごらんいただいたかと思えます。

平成17年度から始まっております事後調査の平成22年度分と、当初予定のもの、追加になったものを中心にお話しいただきました。

ご質問、あるいはご意見をお願いいたします。

○宮木委員 33ページです。

防音シートを張られたということですが、人家に対する騒音防止という意味ですか。

○事務局（大江環境共生推進担当課長） そうです。

○宮木委員 裏の方がずっと森林になっているようですが、効果はあったのでしょうか。

○事務局（大江環境共生推進担当課長） 34ページをごらんいただけますでしょうか。

薄い黄色で書いてあるところが調整池の施工区域ということで、赤い点々が民家の位置をあらわしております。こちらの民家の方に計画変更で調整池が近づいたため、保全のため青線の防音シートを設置したという措置内容ということなんです。

その効果につきましては、きょう来ていただいている事業者を確認させていただきます。

○事業者（長谷） 現地調査を担当させていただいておりますエヌエス環境の長谷と申します。よろしく申し上げます。

がけの上に調整池を設置するというので、民家はがけ地の下にございます。効果の検証というか、予測については、過年度に行っております。

去年の事後調査の中で予測をしております。そのときに、予測の計算をしております。防音シートの効果があるということで、防音シートの透過損失は10デシベルです。当時は、7カ所の地点で予測をしております、その7カ所で計算をしております。基準値が55デシベルです。それに対して、50デシベル、47デシベル、51デシベル、53デシ

ベル、52デシベル、51デシベル、48デシベルということで、いずれも基準値を下回るという予測がされております。

ことしの報告の内容としましては、防音シートを実際に設置しましたということで、写真を掲載させていただいております。

○宮木委員 森林を透過するときに音が吸収されますので、そういう効果がどの程度かを知りたかったのです。そういうことはないのでしょうか。

○事業者（長谷） わかっていません。

○事務局（大江環境共生推進担当課長） 昨年の予測式の中では、森林の影響は特段考慮されておりましたか。

○事業者（長谷） 見えづらいのですが、これは過年度の事後調査報告書です。

ここが調整池で、ここががけ地です。この下と横に民家がありまして、いずれも斜面の下という位置関係です。それぞれで予測しておりまして、詳細なことはわからないのですが、高低差はかなりありますので、その辺も考慮しての予測結果が先ほど申し上げました基準値を下回っているということです。

○山舗会長 この建設機械は引き続き来年度も続くのでしょうか。

○事業者（長谷） 今回、建設機械を稼働させているのは調整池をつくるためですので、それが終わってしまえば、ここでの作業はありません。

○山舗会長 終了予定はいつごろになるのでしょうか。

○事業者（長谷） もう完了しております。

○山舗会長 どうもありがとうございます。

それでは、この件はよろしいでしょうか。

ほかにございますか。

○西川委員 水質の関係ですが、大腸菌群数が既存の調整池で増殖していることが原因ではないかと書かれていますね。これに対して、調整池の対策はとられるのでしょうか。

○事業者（長谷） 調整池は既設のものでして、特にそこに対して何らかのことはしておりません。オープンな環境で、周りに木やササが生えていますので、いろいろなものが流れ込んでくる環境ではあると思います。ですから、特に調整池に何らかの改良をするということはしておりません。

○西川委員 これは、この施設とは関係がないわけではないのですね。この調整池は墓所の中の施設になりますね。ですから、どなたが責任を負うのかはわからないのですが、そこから大腸菌群が来ているのであれば、何らかの対策はとられた方がよいのではないかと思うのです。

○高橋委員 この調整池で増えているということは、別に根拠があるわけではないですね。データを見ると、過去もそうですが、7月、8月に大腸菌が増えるのですね。22年度を見ると、ステーション1の増え方が今までより一けた高いですね。これは、浄化槽の運転の仕方をもう少し改善する余地はないかということです。浄化槽で残留塩素が出ていると

いっても、それは水が流れていないときに測ったら出るのです。そして、7月や8月の人がたくさん来たときに水が流れますので、そのときに十分な残留塩素があるかどうかはまだ確認されていないのですね。そういうふうに浄化槽がフル稼働したときに、大腸菌群が出ていないかどうか、その影響がないかどうかということだと思いのです。

○事業者（長谷） 浄化槽の保守点検記録をとっておりまして、これを毎月2回行っております。平成22年8月の点検はちょうど13日と31日に行っておりまして、残留塩素の確認がされておりまして、問題がないと報告されておりまして、ですから、浄化槽の機能としては正常に稼働していると判断しております。

○山舗会長 使用頻度の問題ですね。8月に使用者が多いということで、その時期のことでしょうか。

○事業者（長谷） そうですね。

ちょうど8月13日ですので、お盆で一番負荷がかかるときに検査を行っております。

○事務局（湯浅環境管理担当部長） ちなみに、採水はいつですか。

○事業者（長谷） 採水は8月16日に行っております。

○事務局（湯浅環境管理担当部長） そのときに、同時に浄化槽の出口のところでははかっているのですか。

○事業者（長谷） 検査の機関が違うといいますが、こちらの通常の浄化槽の保守点検は定期的に別の業者が行っておりまして、年間を通して毎月2回行っております。私どもの行っている採水は、あくまでも事後調査の中でのものですので、足並みをそろえてやっているわけではございません。

○高橋委員 浄化槽の点検報告をいずれ見せていただければと思います。

○山舗会長 西川委員はよろしいですか。

○西川委員 専門的には全然詳しくないのでわからないのですが、報告書を読んだときに、原因が調整池だと書かれていたので、今のような質問をしました。そうでないのであれば、専門家にお任せします。しかし、何らかの形で対策や原因を突きとめるなり、きちんとした方がいいのではないかと私は思います。

○山舗会長 高橋委員から、先ほどの件でお願いします。

○高橋委員 大腸菌群数は、糞便由来の大腸菌そのものではないのです。本当は大腸菌そのものをはかればいいのですが、便宜上、自然の土壌中などにも存在する大腸菌群数をはかっているのです、一体何をはかっているのがわからないというのが今の環境基準なのです。

ですから、大腸菌群数の環境基準が守られているか、守られていないかということで見れば、かなりの水域で守られていないのです。厳密に言えば、少し問題があるのですが、ここだけの問題かという、そうではないので、なかなか難しいところです。ですから、浄化槽に原因がないということがはっきりすれば、まず、問題はないのではないかと思います。

○山舗会長 大腸菌が増えた直接あるいは間接要因に問題がある危険性もあるので、それ

を見ていった方がいいというようなことですね。

○事務局（大江環境共生推進担当課長） 今、保守点検記録を高橋委員が後ほどごらんをいただくということですので、そのほか関係資料等で必要なものがあれば見ていただいて、何か適切なアドバイスなどをいただければ、事業者もありがたいかと思えます。

○山舗会長 それでは、ほかにございませんでしょうか。

○宮木委員 37ページの真ん中の2のオオタカの保全目標の設定です。最後の行に、「引き続き保全目標は『事業予定地におけるオオタカの生息繁殖環境の保全・創出』とありますが、創出というのは、かなり無理があるのではないかと思います。議論の経過がわからないので、蒸し返しになるかもしれませんが、創出というのは、営巣木を探したり、営巣のための巣をつくったりということになると思います。オオタカは、一般にワシ・タカ類はそうらしいですが、営巣の環境よりも採食環境の方が生息環境としては重要だと言われています。文献でも、樹林と草地の接線の長さが生息密度に影響しているということがあります。墓地という開けた環境ができたからオオタカがすむのに適した環境になったという面があると思うのです。

地図を見ても、巣をつくった東側に大きな開放地があるので、そういう関係で巣をつくったのではないかと思います。しかし、営巣の代替木は、そういう方向ではなくて、森林に囲まれた沢の中にあるような形になっています。

営巣木の候補を選定したということですが、林の中には、そういう比較的密度の低いところはたくさんあると思うのです。ですから、選定しても、そこに巣をつくる可能性は非常に低いのではないかと思います。そこで、今年の結果では、結局、営巣しなかったということになったとしたら、目標に対してちぐはぐな感じがするのです。ですから、目標は、繁殖環境の保全を図るぐらいにしておいた方がいいのではないかと思います。

代替営巣木を選定しているということの問題点としては二つあるのですけれども、一つは、今言ったように、採食環境が全く考慮されていなくて、立木密度だけで選ばれているということがあります。もう一つ、立木密度もオオタカの営巣環境としてはかなり高いです。

32ページの8-3-10に、それぞれ営巣木と候補木の密度などがありますね。これは普通の林で見ても過密な林群と言っていいような林です。ですから、普通でも間伐していいぐらいなのに、オオタカだと1メートルぐらひは滑空しないといけないから、密度の低い林がいいということらしいのです。しかし、データを見ると、かなり営巣木の環境としても、密度が高いと言っていいと思うのです。

ですから、多分、候補木に巣をつくる可能性は低いだろうと思いますので、そういうことよりも全体の森林管理をどうするかです。林として、オオタカがすめるような林をつくるのならもっと間伐をしないとだめでしょうし、一般的な森林として管理するには、これくらいか、もう少し間伐をするなど、目標の設定がいろいろ異なると思うのです。

オオタカの環境を創出すると言ってしまうと、もっとたくさん木を切らないとだめにな

りますし、ちょっと無理があるのではないかと思います。

○山舗会長 オオタカの保全の目標設定のあたりはどうされているか、回答をいただけますか。

○事業者（長谷） 確かに、おっしゃるとおりだと思います。

ここでの目標の設定の仕方としては、まず、オオタカの営巣環境を保全することです。仮に立木密度が高かった場合に、間伐をして、適切な環境に持っていくという意味合いを含めて、創出という言葉が入っております。

実際に、幾つかの林の中で代替の営巣木を仮定しまして、選出しまして、その周辺の立木密度を調査した結果が19年度と20年度に繁殖したカラマツ林の立木密度と同じか、もうちょっと粗い環境だということでしたので、現在、特に間伐はしておりません。しかし、おっしゃるように、オオタカとしては確かに高いのかもしれませんが。その基準は余りははっきりとしたものがございませんので、この地域、この場所で営巣した環境がありましたので、それに準じた設定をさせていただいております。

確かに、この林で営巣する可能性は低いかもしれませんが、調査の中では、オオタカの飛翔が確認されておりますので、場所は特定できませんけれども、近くで繁殖をしている可能性は考えられます。ですから、この地域の中でオオタカが生息できるような環境が守られれば一番いいと考えました。

また、オオタカが営巣する場合、隣接ピアとの距離もあると思いますので、ピンポイントでこの林で必ず営巣してもらうということがゴールではなく、あくまでもオオタカが繁殖できる環境を残しておくということをゴールと考えたいと思います。

○宮木委員 そうであれば、創出というよりも、保全して、モニタリングをしながら次の維持するための事業につなげていくという形になると思います。創出するというと、38ページに書いてあるように、人工代替巣の設置ということまで行ってしまうと思うのですが、事実上、それは不可能だろうし、32ページのオオタカの営巣していた木の1,560本ですが、林業で収穫表というものがあまして、年齢、直径ごとに適正な密度が決まっているのです。それを見ると、直径18センチメートルだと1,000本ぐらいです。だから、相当過密な林に、しょうがなく営巣していたと言えるのではないのでしょうか。

イギリスの文献では、適切密度としては1ヘクタール当たり750本から1,250本程度とあります。それも、直径が細ければたくさんになりますね。細いものでも1,200本ぐらいですから、密度を相当低くしないと適正な密度にならないと思います。ですから、オオタカのすむ環境をつくることを目指すのならいいのですが、ほかのいろいろな森林管理とも整合性がつかなくなってくることがあると思います。ですから、創出と言うと、誤解を招くのではないのでしょうか。

○山舗会長 オオタカの生息環境の保全という目標については一致しているようですが、その方法論については少し難しい面があるかと思うというご意見がありました。それは、今後モニタリングをしながら、来年度に検討していただくという形になりましょうか。

今年度からで、来年度に報告してもらおうということですね。

宮木委員、いかがでしょうか。

○宮木委員 あとは、目標のところですね。

○事業者（長谷） 今、ご意見を承りまして、確かに、創出は少し無理があると感じますので、目標を、オオタカの生息繁殖環境の保全を図ると変えさせていただければと思います。

○山舗会長 オオタカの生息繁殖環境を保全するという目標設定でやっていただくということですね。

それでは、ほかにございませんでしょうか。

○遠井委員 森林管理について、2点ほどお伺いしたいと思います。

今、宮木委員から、長期的な森林管理をどうするかということが最も重要ではないかというご指摘がありました。長期的な森林管理計画を策定するに当たって、周辺の土地利用計画全体がどうなっていて、それとの連続性は考慮されたのかということです。

それから、今回の事後報告の内容ではなかったのですが、景観保全の観点から植栽をするという記載がありました。その際、こちらの自然推移を重視した森林管理と新たな植栽との統合性はどのように配慮されているのでしょうか。

この2点についてお伺いしたいと思います。

○事業者（長谷） 森林管理につきましては、別途、長期森林管理計画を策定しております。林分ごとにどんな林にするかということを決めております。基本的には、在来の植生に戻すということが目標ですので、カラマツ、シラカンバではなくて、落葉広葉樹林の林にいたします。当初は、それを目指して計画を立てておりまして、今年度はその見直しを今年度にやることになっております。

また、周辺の土地利用計画ですが、周辺には、林も残っているのですけれども、自衛隊基地があったり、ゴルフ場があったりということで、かなりの面積が伐採されている環境で、カラマツ林が多い環境です。ただ、霊園の事業の中のことですので、この中での作業しかできないということがあります。ですから、残地森林に関しましては、なるべく在来である落葉広葉樹林に誘導するというふうにしております。

そして、景観に対しての植栽です。それも、ほかから墓地がなるべく見えないような形を考慮して、植栽計画を立ててやっております。ですから、通路わきなどは列状に配置したり、外から墓地がストレートに見えない形を目指しております。

○遠井委員 専門ではないので的外れな質問をしたかもしれませんが、1点目にお伺いしたかったのは、この地域全体に土地利用の計画があって、この敷地内で森林計画をするということはないのですか。ですから、全く自由な状態で私有地内での森林管理をどうするかという観点だけで計画されているのですか。森林というのは、ある一定面積でなければ管理は余り意味がないような気がするのですが、少なくとも、そういった規制はかかっていないのかということです。

2点目は、植栽は、そうした森林管理そのものとは直接関連性のない別途の措置として行っているという趣旨でよろしいのでしょうか。

○事業者（長谷） 規制についてです。樹林率といいますか、面積に関する規制はありまして、それは当然クリアしております。ただし、その中で、森林がどんな樹種でなければいけないのかという規制はかかっておりません。ですから、その辺は、なるべく自然の植生に戻そうということで当初から計画を立てて行っておりますので、特に規制上、行っているわけではありません。

また、造成森林に関しましては、切り離しているというわけではなくて、使う樹種も落葉広葉樹なり、なるべく在来種を使います。そして、改変部か稚幼樹を選び出しまして、それを仮移植しております。その仮移植したものを造成森林に再度移植するというも行っておりますので、そういう配慮はしております。

○山舗会長 ほかにいかがでしょうか。

○西川委員 今回の報告書ではなく、事後調査のスケジュールに関して確認しておきたいことがあるのですが、よろしいでしょうか。

植物のフタバランの関係です。

一昨年の会議の場でも意見を述べさせていただいたのですが、300株以上の大量の移植をされたということで、そのモニタリングが4年間行われて、去年はされていなくて、もう一年追加になったということですね。移植は、事業の際に、希少植物があったときは割と普通に行われているということも聞いています。ただ、それがどうなったかというモニタリング調査はこれまで余りやられていないということでした。そして、今回、4年なり、5年なり、続けて行われたということですね。

それはそれでいいことだと思っているのですが、補足資料の最後から2枚目に、下の方に小さく事後調査の結果が書いてあります。ずっと見てみますと、最後の22年度のところで9%に減少しているという結果になっており、だんだん減ってきております。このことに対して、これでよかったのか、どう総括するのかということがとても大事です。この事業にかかわらず、これは市に申し上げた方がいいのかもしれませんが、今後、移植ということをどう考えていったらいいかという一つの事例としてとても大事なものだと思っています。

ですから、今回、これが生きたか、死んだかということではなく、これをもうちょっと長期でやっていただいて、移植をした場合にどうなっていくのかということを実例として、モデルとして、きちんとデータが整理されることが今後の希少植物の取り扱いについて、とても大事なことだと思いますので、そのあたりは考慮していただければと思います。

その辺を確認したいと思います。

○事務局（大江環境共生推進担当課長） 今のお話につきましては、昨年も同様の議論がございました。

予定表では、21年度までということでしたが、さらに追加の調査ということで、今年

度、調査を行って、来年度にこれまでの経過等も含めて報告させていただき予定になっております。

今、西川委員がおっしゃったように、移植という代償措置の効果の検証については、いろいろ議論があるところだと思っています。効果がある程度不確定な措置については、いろいろなデータを集積して、それを参考に事後調査の技術的な精度を上げていくことも非常に大事なことかと思っています。ですから、今回のフタバランの事後調査を継続してやっていることも、その結果について、今後、参考にしていけるデータになるのではないかと思っています。

とりあえず、今回、追加で行うということと、昨年度のデータについては調査していない状況ですが、この辺の状況と、今年にやっている調査の内容などについて、事業者から説明していただければと思います。

○事業者（長谷） 昨年度、審議会のご意見がありましたので、今年、フタバランの調査をしております。調査としましては、移植先の調査で、移植したそれぞれの個体が生育しているのかどうかを確認しております。また、移植元はどうなったのかというご意見を審議会でもいただきましたので、今年、移植元にどれぐらい残っているのか、何株残っているかという調査をしております。それは、6月に1回、7月に2回と、期間をあけて計3回を考えております。その結果、今年がどれぐらいの生育状況なのかという答えが出てくると思います。

また、先ほどの21年度のフタバランですが、この年は6月に1回しか調査をしておりませんので、そういうこともあってパーセントは落ちています。

○宮木委員 フタバランそのものの調査も必要だと思いますが、林床の明るさと、林床植生はどういう植生か、そういうことも調査をされるのですか。

○事業者（長谷） 林床植生がどのように変化してきたかという調査はしておりません。長年、時間が経過しておりまして、風倒木がかなり発生しております。環境としましては、風倒木が発生したことによってだんだん明るい林に変化してきている様子が見受けられます。それによって、当初は林床に植物がなかった環境でしたが、ほかの植物が侵入してきている環境に移り変わってきております。

○宮木委員 それは、移植先の話ですね。

○事業者（長谷） 移植先もそうですが、結局、同じ林の中ですので、移植元も、その場所によるのですけれども、明るくなってきているところもあります。

○宮木委員 ランは暗いところに生育するものだと思いますから、そういう環境調査は一緒にやる必要があると思います。

○山舗会長 フタバランについては継続してやっていただくということと、風倒木など、日照環境、日当たり環境などを見ていただいて、来年度にご報告いただけるということのようです。

西川委員、いかがでしょうか。

○西川委員 多分、ランによっても違うと思うのですが、恐らく、フタバランの生息地の評価をする場合、光の条件は絶対に必要ですし、他の植物との競合についても考慮する必要があります。明るくなったために、他の植物が入ってきて競争に負けてしまうことが考えられます。ですから、本来の生育地で、他の植物がどのくらいの生育しているところで生育しているのか、新しく移植したところではどうなのか、こういうこともあわせて調べていく必要があると思っています。

○事業者（長谷） 移植先は、大きく分けると2カ所になっておりまして、AとBがあります。どちらかという、Aの移植先の方が明るい環境に変わってきていて、いろいろな植物が入り込んできております。Bも徐々に明るくなっているのですが、Aほどほかの植物が入ってきていない環境です。そういう面で、AとBとの比較で、環境による違いが少しはわかってくるという感じはしております。

○西川委員 今、移植元にフタバランはどのくらいあるのですか。

○事業者（長谷） 6月の調査では、平成17年に移植しているのですが、そのときは、改変部となる場所から移植をしました。今年は、改変部となる場所と、当時から非改変部となる場所も含めて、広めの面積で調査しております。その結果、今、201株が確認されております。

○西川委員 残ったものは、特に変化なく、そのままの状態で生育しているということですね。

○事業者（長谷） 現時点で201株ということですが、過年度はどうだったのかはわかりません。ただ、環境としては、場所によって若干明るくなってきているところもありますし、維持されているところもありますので、林全体としては、風倒木によって少しずつ明るく推移してきているような気がします。

○西川委員 光の環境が変わってきているのであれば、フタバランの生育状況と光との対応関係はきちんと見ておいた方がいいと思います。

○宮木委員 移植元は、かなりたくさん採ったので、攪乱しているわけですね。その後、以前と比較して復活したかどうかと比較できるような調査をお願いしたいと思います。

○事業者（長谷） 平成17年に移植したときは、313株を移植しております。当時は、全数を移植したはずでした。その後、どうやら、そのときに出ていなかった個体がまた出てきていたり、年度によって出たり、出なかったりしているようだということがわかってきました。それで、審議会で、去年、移植元はどうかというご意見をいただきました。しかし、移植元は調査しておりませんでしたので、今年初めて調査しまして、201株という結果になりました。ですから、当初は全部を移植していると考えていました。ただ、今年は、面積が広いので、当初から残っている分も含めた数が201株ということです。

○山舗会長 状況が大分変わってきているので、それを長年見ていくのが大事だと思います。

ご意見、ご質問は大体出たかと思いますが、どうでしょうか。

先ほど、西川委員からスケジュール確認ということがありましたが、今年度のスケジュールについて、鳥類、植物、水質、森林管理、今年度から景観が加わり、交通問題となっておりますので、この点についてお願いしていくということによろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○山舗会長 では、時間が大分押しておりますので、このあたりで真駒内滝野霊園事後調査報告に関する審議は終了いたします。

ふる里公苑の皆様、調査をいただき、どうもありがとうございました。

[事業者退室]

○山舗会長 それでは、次の議事に入ります。

環境影響評価法の改正概要等についてです。

まず、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局(大江環境共生推進担当課長) 引き続きまして、資料2-1からごらんいただきたいと思えます。

環境影響評価法の改正についてです。

私ども札幌市は、札幌市の条例がもちろんあります。環境影響評価に関しては、都道府県や政令市においてはすべて条例を持っておりますが、その上位となる環境影響評価法という国の大元の法律がございます。実際には、法で対象にしているものと各自治体の条例で対象にしている事業は規模や用途で住み分けされておまして、法と条例が両方重複してかかることはありませんが、大元になる法律の改正によって、条例の規定についても整合性を図る必要が出てきます。

今回、環境影響評価法が改正されましたので、まず、その改正内容について各委員の皆様に概略をご説明させていただきたいと思えます。

環境影響評価法は、1997年に制定された法律でございます。制定以来、10年以上経過しまして、社会情勢の変化や運用上の課題が明らかになってきてまして、今年の4月に改正法案が可決され、4月27日に公布されております。

昨年の審議会でもお伝えしましたが、本来ならば、昨年のちょうど今ぐらいに成立するはずでしたが、首相の交代、国会の審議日程の変更などもありまして、今回、ほぼ1年遅れで成立しました。

次に、改正内容についての概略の説明になります。

資料2-1をごらんいただきたいと思えます。

こちらは、改正後の手順のフロー図をあらわしたものとなっております。

赤字が今回の改正部分で、従来の手順の流れは、図の下半分の黒枠で囲まれた事業実施段階の手順という部分です。まず、評価項目や手法を選定するという方法書からスタートしまして、環境アセスメントの結果を公表します準備書の作成、それから、住民、知事等の意見を踏まえて準備書の内容を修正した最終図書である評価書の作成という段階を経て、事業の許認可等に反映させて、事業の実施に至るとというのが基本的な流れです。

今回の大きな改正点の一つは、表の上のところですが、事業実施段階前の手続が追加されたということです。計画段階での配慮書の作成、いわゆる戦略的環境アセスメント、SEAが義務づけられたところです。

それから、手続の最後の段階になります。報告書と書いてありますが、こちらは、今まで事後調査について報告させていただいておりましたけれども、その手続ですね。国の法律では、手続について今まで特に定められておりませんでした。その手続が法でも追加されております。

そして、従来の各手続段階での追加事項としては、まず、方法書段階のところで住民等への説明会の開催が追加されております。また、方法書や準備書段階におきまして、政令で定める市から事業者へ直接意見提出ができることになりました。さらに、方法書と書いてある右側の枠のところに、方法書、準備書及び評価書について電子縦覧の義務化となっております。今までは紙のみでの縦覧でしたが、電子縦覧も義務化されております。

これらの改正部分の施行時期については、図の一番下に記載されておりますが、具体的な時期は今後の省令等の改正作業の進捗状況にもよりますけれども、配慮書、報告書に関する改正事項については、公布後2年以内に施行、上記以外については公布後1年以内に施行という予定になっております。

それでは、順に改正内容について少し詳しくご説明させていただきたいと思っております。

1枚めぐりまして、資料2-2をごらんになりながらお聞きいただければと思っております。

まず、改正法の概要の(1)対象事業の追加からです。

追加については、法そのものではなく、施行令の改正によって追加される予定となっておりますけれども、風力発電施設が追加される予定となっております。低炭素型社会への転換に向けて、再生可能エネルギーの普及促進の流れという中では、風力発電の増加も予想されております。

ただ、一方では、騒音や低周波音による影響、バードストライクなどの自然環境への影響、さらには景観に与える影響などが顕在化してきておりました。それに対応する形で今回追加される予定となっております。

なお、従来、国の交付金事業は対象外であったのですが、今回の改正で追加されることになりました。これは、国において、地方公共団体の裁量を高めるために補助金を交付金化する取り組みが進められておりました。従来、補助金事業として法対象であったものが交付金事業となって対象外となることを避けるための措置です。

次に、(2)戦略的環境アセスメント制度の新設です。

今回の重要事項の一つですが、このSEAに関しては、法の制定当時から検討すべきものとされてきた課題でございます。10年を経て、一部の地方公共団体では導入されておりました。その事例が蓄積されつつあります。また、国においても、環境省で平成19年にSEAガイドラインを作成しておりました。法施行後の状況が進展してきたということ踏まえて、今回、制度化されたものでございます。

この制度の目的は、事業の実施に先立つ計画段階で、住民や専門家、各自治体などの意見や情報提供などを行うとともに、複数案の環境的側面の比較評価や環境配慮事項を整理して、計画の検討に反映されるものであります。

この法の中での対象事業としては、規模が大きく、環境影響の程度が著しい第1種事業となっております。第1種事業より規模の小さい第2種事業については、SEAの手続の実施については事業者の任意とされております。

それから、従前から、法における対象事業は、許認可等によって国が関与できる事業となっておりますが、この点については、SEAでも変わらずに国の関与のない認可事業については対象外でございます。

この改正によって、事業者にとっては計画段階において配慮事項についての検討を行い、その結果について配慮書という図書を作成し、それを主務大臣に提出し、一般にも公表することになります。関係行政機関及び一般からの環境の保全の見地からの意見は求めるように事業者として努めなければならないということになってございます。

次のページになりますけれども、(3)方法書段階の手続です。

一つ目に、住民説明会の開催が義務づけられました。これは、その次の準備書段階においては従来から住民説明会を行うこととなっていましたが、どういう項目について環境影響評価を行うかという段階においても住民への説明会を行うということで、方法書の目的や住民等とのコミュニケーションを十分に図ることを目的に追加されております。

それから、二つ目は、政令市長の意見ですが、政令で定める市から事業者へ直接の意見提出ができます。従来、事業者に対する意見は、都道府県知事が関係市町村長の意見を集約した上で事業者へ提出することになっていましたが、今回の関係では、政令市の区域のみで行われる事業については、政令市が都道府県知事を介さずに事業者へ直接提出できることになっております。

それから、(4)準備書段階についてです。

今、お話ししましたように、政令市長から事業者へ直接意見の提出ができることになっております。

(5)評価書段階の手続です。

そこに書いてありますように、環境大臣の助言を求める努力をするということです。その事業の許認可権者が、国に限らず、地方公共団体の場合もあるわけですが、地方公共団体が意見を述べるときは、環境大臣に助言を求める努力をしなさいということも書いてございます。

(6)報告書関係です。

これが事後調査に関する追加事項となっております。これまで、法においては、評価書に記載された環境保全措置を講じますと書いてあっても、そのことについての実施状況や、それに伴う事後調査の結果については、特段、行政機関や第三者が確認できる仕組みは設けられていませんでした。一方では、先ほども話しましたけれども、札幌市も含めて、す

すべての都道府県、政令指定都市の条例においては事後調査の実施や報告にかかわる手続規定が設けられている状況にあります。

こうした状況を踏まえて、国でも環境保全措置を含む事後調査については、特に生物多様性の観点から環境影響評価後の環境配慮の充実に資すると。それから、住民からの信頼性の確保や透明性、客観性の確保、予測評価技術の向上の観点からも結果の報告と公表は非常に有効であり、事後調査には積極的な意義があると思われるので制度を追加したという説明をされております。これによりまして、事業者に対しては、報告書の作成と主務大臣への報告、公表が義務づけられまして、主務大臣及び環境大臣については、事業者に対して報告書で環境保全の見地からの意見を述べるができることとなりました。

それから、（７）電子縦覧についてです。

インターネットの普及や自治体、企業におけるホームページの充実、諸外国においてもインターネットによってアセスメントの情報提供が行われている状況がありますので、こういったことを踏まえて、方法書、準備書、評価書それぞれの電子縦覧が義務づけられました。これによって、今まで紙のみで限られた縦覧場所以外では見られなかったものを用意に縦覧できることになりました。

補足ですが、あわせて、これらの図書の要約書の作成も新たにするように義務づけられております。

以上が主な法の改正内容となっております。

最初にお話ししましたとおり、市条例については、平成11年に制定されましたけれども、こちらも10年以上が経過しております。新たな事業への対応や、市民への情報提供の充実、当然、法改正や道条例の改正にも対応していかなければならない状況でございます。そこで、市条例の改正に向けて検討が必要と思われる事項を3ページに項目出しをしております。

一つ目は、戦略的環境アセスメント、SEAの導入です。

これについては、条例にも規定するのかどうか、規定する場合には対象事業や事業者の範囲などをどのように設定するのか、あるいは、実施時期をどの時点にするのかということが論点になろうかと思っております。

二つ目は、事後調査報告です。

現行の条例では、今回はありませんでしたが、住民意見が提出され、そこで手続は終わり、それに対する事業者の見解などについては特段定められておりませんので、それに対する見解を返すなどの手続をどうするかということが論点になろうかと思っております。

三つ目は、情報提供、住民参加です。

方法書段階では、札幌市の条例でも住民説明会の開催は義務づけがありませんので、説明会の開催についてどうするのか。それから、各手続段階での環境影響評価審議会の関与です。これまでは、慣例という形で、方法書段階でもその内容については審議会で審議をいただいた上で市長意見をまとめておりました。しかし、条例上は、方法書段階での審議

会の議を経るということは特に定められておりませんでした。そういったことをどうするのか。それから、電子縦覧を行う場合、対象図書はどこまでにするのか、あるいは、希少種の生息地等についての情報などの扱いをどうしていくのかということがございます。

四つ目は、対象事業の追加です。

対象事業として風力発電を追加する場合、その規模や技術的な手法、調査予測評価の手法に関する指針などをどういうふうに変更していくのか。これは、初めてのお話になりますけれども、土壌汚染対策法が改正されておりまして、その法律の中で汚染土壌の処理施設が設置される規定がありまして、そういったものが設置される場合に対象事業として追加するかどうかということもございます。

五つ目は、法規定事務処理への対応です。

これは、事務手続上の整理の問題ではありますが、政令市の区域のみで行われる事業の場合は、事業者へ政令市が意見を直接提出することになりましたので、それらについての手続をきちんと定めておく必要がございます。

六つ目は、道条例との整合性です。

現在は、道条例と市条例で二重の行政は避けるということで、市条例の内容については道条例と同等以上の内容になっております。ですから、札幌市域において行われる事業については、道条例は適用除外で、札幌市の条例で手続を行うことになっております。当然、道条例も今後改正されますので、その内容に応じて、道条例がカバーするものは市条例でもカバーできるようにという整合性を図っていく必要があると思います。

以上、国の法律の改正の概要と市条例の改正に向けた現時点での検討事項について、簡単ですが、説明させていただきました。

○山舗会長 ありがとうございます。

出てきた環境影響評価法がこのような内容になっているということです。最後に説明がありました、札幌市が改正に向けて（１）から（６）のようなことをやっていらっしゃるということです。

今年度は、この条例の改正に向けてということとあわせて、審査案件が幾つかあるのですね。それは、方法書から始まるもの、準備書から始まるものということですが、それとの兼ね合いはどのようになっておりますか。

○事務局（大江環境共生推進担当課長） 今年度の審議会の開催予定についてです。

今年度の重要事項は、今お話ししました条例改正についてどのような改正を行っていくかということで、この審議会に諮問をさせていただき、年度末までに中間の答申をいただきたいと思っております。その開催回数につきましては、４回から５回ぐらいで、最後にお話ししました市条例の改正に向けてといった論点につきまして、詳しく資料等を用意しまして、いろいろな意見を賜りたいと思っております。そして、条例の改正そのものは、来年度に予定しております。

それから、その他の案件との兼ね合いですけれども、今年度に予定されている案件が幾

つかございます。

一つは、北8西1地区の再開発事業です。これは、駅北口の一角ですが、そこを再開発して大規模なビルが建つ計画です。これについては、札幌市条例独自の対象事業ですので、大規模なビルについての環境影響をちゃんとやりましょうということです。この方法書段階で、どんな項目で、どんな調査をするというものが出てくる予定となっております。

それから、厚別山本公園造成事業です。こちらは、方法書の手続は既に終わっておりますので、いよいよ実際のアセスメントの結果について取りまとめた図書が出てまいりますので、これについての審査がございます。

それから、北1西1街区再開発事業です。いわゆる創世1. 1. 1区（さんく）と言われているものですが、こちらも大規模建築物です。これについては、計画があるのですが、今のところ、提出時期は未定となっております。いつごろになるかははっきりわかりませんが、年内に出てくる可能性があるものです。

それから、北部事業予定地一般廃棄物最終処分場です。これは、方法書が終わっておりますが、来年度に入ってからになりそうです。年度内にはないと思っておりますけれども、法対象の案件です。

ですから、条例改正についての審議と案件が両方ありますので、できるだけ条例改正の審議とあわせて、同時に案件も処理できるような形で効率的に審議会を運営させていただいて、全体の開催回数をふやさず、抑える形で調整させていただきたいと思っております。

具体的な開催時期については、そのときどきにご都合をお聞きしながら調整させていただきたいと思っておりますので、ご協力のほどをよろしくお願いいたします。

○山舗会長 いろいろ案件があるということで、大変になりそうだというのが率直なところです。

きょう出されました環境影響評価法のご質問については、実際に審議会がやるべきこととあわせて、かなりの的を絞った感じで、確認事項等をいただきましょうか。

○事務局（大江環境共生推進担当課長） 簡単なものであればこの場でも結構ですが、実際に条例改正の審議が進んでいく中で、詳しく必要な書類は用意させていただき、ご説明をさせていただきたいと思っております。

○山舗会長 それでは、今度は、札幌市条例の改正に向けてという中でご質問やご意見をいただくということでよろしいですか。

○事務局（大江環境共生推進担当課長） 結構です。

○山舗会長 それで、1カ月後あたりにということでしょうか。

○事務局（大江環境共生推進担当課長） 条例改正についての1回目の審議会の予定ですが、今のところ、7月の最終週、あるいは8月の第1週を予定させていただきたいと思っております。それぞれ皆さんは学会などいろいろなご都合等があると思いますので、改めてメールで各委員に都合のいい日などをお知らせ願いまして、その中で調整させていただきたいと思っております。

○山舗会長 委員の皆様から何かご質問はございませんか。

○五十嵐委員 一つ要望です。

こういうやり方がいいかどうかはわかりませんが、具体的な案件が幾つかあって、その段階も違うということですね。実際に、こういうふうに環境影響評価を変えましょうといっても、私自身も、どの段階でどのレベルまでやればいいのかということは率直に言ってわからないのです。ですから、できれば、そういう案件を利用して、それぞれの段階で条例改正を照らし合わせながら議論するという方法が効率的かと思いますので、そこは効率的に審議できるようにご検討いただければと思います。

○事務局（大江環境共生推進担当課長） わかりました。

ただ、実際に案件が出てくる時期は、それぞれ事業者から出てくるのを待つところもございませう。私も、実際の作業と照らし合わせながら条例の議論もできる形で進められるのがベストだと思いますので、その辺はなるべく努力させていただきたいと思います。

○赤松委員 戦略アセスのことでお伺いいたします。

地方自治体で先行的にやっていたらしゃるところもあると思います。多分、結構難しい問題をいっぱいはらんでいるものだと思うのです。ですから、そうした先行事例の概要とか、問題とか、もっと踏み込めば札幌市としてはそれに対して今の段階でどういうお考えかというのがあると議論しやすいと思います。

それから、資料2-2の1ページの地方公共団体による必要な環境情報の提供など、情報についてのことが書かれております。従来のアセスと違って、実際の調査をする前に戦略アセスでどうなのだろうということを話し合わなければいけなくて、それが一番難しいところだと思います。そのためには、札幌市として、頭が痛いと思いますが、準備しておかなければいけないことが幾つかあると思うのです。例えば、自然環境で言うと、特に希少種などに関しては、どこにどんなものがあるのかということですね。そうしないと、出てきても、判断ができないですし、評価ができないと思うのです。

ただ、全部を調査するということは時間的にもお金的にも難しいので、既存の情報を集めたり、せつかくこれだけ人口がいるところなので、市民からの情報をどうやって集めて、蓄積していくかなど、これをやるに当たっての準備をどのようにしていくのか。実際にお金がかかることもありますので、すぐには無理だとしても、方針として、札幌市としてどこまで準備をしておこうと思っているのか、もしくは、それについて私たちが意見を言うようなことがあるのかもしれませんが、そこがキーになるのではないかと思います。

○事務局（大江環境共生推進担当課長） ありがとうございます。

これから議論を進めるに当たって、資料については、先行事例や、国でどういった内容を考えているのかということについては、いろいろ収集して、検討材料として活用していただけるような準備は十分にさせていただきたいと思います。

それから、2点目の札幌市としていろいろ準備が必要であろうというお話についても、特に戦略アセスに関しては、先行事例はありますが、まだ確立した段階のものではないと

思います。ですから、札幌市としても、研究しながら、皆さんからもいろいろご意見をいただきながら、少し模索しながらというところがあるかもしれませんが、なるべく具体的な形として、また盛り込むと決まったわけではないですけども、そういったことも含めていろいろ議論させていただきたいと思っております。

○事務局（湯浅環境管理担当部長） 今のことに答えになるかどうかわかりませんが、補足いたします。

たまたま今年度から、札幌市として生物多様性の推進に積極的に取り組んでいくという関係で、動植物の希少調査を大がかりにやることにしております。今年度中は、まず、大体6,000ぐらいの文献調査をしまして、それで足りないところがあれば実地調査もやるという形です。ですから、そういう資料も準備できると思いますので、それも踏まえながらご議論をいただければと思います。これについては、中間報告も考えておりまして、11月の前には中間報告を一たんいただくことになっておりますので、今年度、この環境影響評価審議会の中でもその辺をお話しさせていただけると思っております。

○山舗会長 ほかにございませんでしょうか。

○半澤委員 先ほどの五十嵐委員の質問に関連しますが、この条例改正になると、それまでに出てきた案件にも遡及されるという理解でよろしいのでしょうか。

○事務局（大江環境共生推進担当課長） 施行された段階からの手続には適用になりますが、終わった手続についてはそのままです。

○半澤委員 そうすると、今年度に出てくるものについては適用されないということですね。

○事務局（大江環境共生推進担当課長） そうです。

○山舗会長 ほかにございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○山舗会長 特にないようでしたら、本日の審議はここまでとさせていただきます。

ありがとうございました。

私のお役目はここまでですので、事務局に進行をお返しいたします。

4. 閉 会

○事務局（大江環境共生推進担当課長） 山舗会長、進行をどうもありがとうございました。

また、委員の皆様方には、午前中という忙しい時間に、また長時間、熱心にご議論をいただきまして、大変ありがとうございました。

これをもちまして、第1回目の環境影響評価審議会を閉会させていただきます。

どうもありがとうございました。

以 上